

個人情報保護委員会（第 5 回）議事概要

- 1 日時：平成 28 年 4 月 12 日（火） 14：00～16：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、
手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員
其田事務局長、松元総務課長、山本参事官

4 議事の概要

- (1) 議題 1：医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書の概要説明について

個人情報保護委員会議事運営規程第 8 条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）、国民健康保険中央会及び厚生労働省の職員が会議に出席した。

基金から、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

嶋田委員から「特定個人情報の授受について、医療保険者等向け中間サーバー等において医療保険者等と回線を接続して行う場合、医療保険者等と地方公共団体情報システム機構との間で電子記録媒体によって行う場合、それぞれリスク対策等について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し基金から「回線を接続して授受を行う場合は、専用線等により、データ転送時の通信内容の秘匿及び盗聴の防止を行う。電子記録媒体により授受を行う場合は、電子記録媒体を暗号化し、施錠した搬送容器にて持ち運ぶ。電子記録媒体を郵送する場合も同様の対策を講ずる」という旨の発言があった。

阿部委員から「資格履歴ファイル及び本人確認ファイルについて、限定した場面で電子記録媒体への複製をする予定としているが、電子記録媒体を取り扱う際のリスク対策について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し基金から「複製等のファイル操作が可能な職員の限定、二人の職員による相互牽制の体制での特定個人情報ファイルへのアクセス、適切に管理された鍵にて施錠可能な場所での電子記録媒体の保管、電子記録媒体利用時の媒体管理簿への記入、廃棄する使用済み電子記録媒体の物理的破壊及び定期的なログのチェックによるデータ抽出等の不正な持ち出しの監視等がある」という旨の発言があった。

加藤委員から「医療保険者等向け中間サーバーには、基金が保有する特定個人情報ファイル以外にも、医療保険者が保有する特定個人情報ファイルである副本区画ファイルが格納されるが、これらへのアクセス制御につい

て説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し基金から「医療保険者等は、医療保険者等向け中間サーバーにおいて、加入者の給付等の個人情報論理的に区分された副本区画ファイルにおいて保有するが、取りまとめ機関は、そうした個人情報への閲覧及び保有等ができない仕組みになっている」という旨の発言があった。

堀部委員長から「基金においては、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合の各医療保険者の特定個人情報を取り扱うこととなるが、特定個人情報の授受についてのリスク対策、電子記録媒体の取扱いに係るリスク対策及び特定個人情報ファイルへのアクセス制御等について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、確実に実行していただくとともに、特定個人情報の取扱いについては厳格な対応が求められるので、従業者に対する教育を確実に行っていただきたい」という旨の発言があった。

承認に係る審査の手続を進めていくこととなった。

(2) 議題2：改正個人情報保護法に基づく政令等の方向性について

事務局から、資料に基づき説明があった。

丹野委員から「個人識別符号について、単体で特定の個人を識別するものになり得るのかという点の議論がある一方で、既に国会でなされた答弁の重みや社会への影響、認定個人情報保護団体の自主ルールについても考慮する必要があるので、現時点では、資料のような整理になるのではないか」という旨の発言があった。

嶋田委員から「個人識別符号の整理に当たっては、国民が理解しやすい説明についてよく検討する必要がある」という旨の発言があった。

熊澤委員から「個人識別符号の整理をめぐっては、個人識別符号となることで、個人情報をしっかり守るという意味でのメリットがある一方、逆に不便になってしまうというデメリットの部分がある。また業界の自主ルールやその運用に関して個人情報保護委員会がしっかりと見ていくことが重要である」という旨及び「EUなど外国との間で個人情報の範囲について異同があれば、国際間の調整をしていくこととなるが、異同があることの論理を整理していく必要がある」という旨の発言があった。

阿部委員から「個人識別符号について、第一号個人識別符号としては、その人に限定され、それ1つで特定できるというものに限り、第二号個人識別符号としては、行政機関や権限を有している機関が指定した番号を軸に検討するのが良いのではないか」という旨及び「二段構えで検討することとし、確実に個人識別符号に位置付けられるものを位置付け、引き続き検討を続けていく方法が良いのではないか」という旨の発言があった。

丹野委員から「権限の委任について、緊急かつ重点的に個人情報等の適正

な取扱いを確保する必要がある場合と効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある場合の2つのケースを明示しているのは良い整理である。また、各省庁が現実に民間事業者を監督する中で、個人情報の部分だけを切り出して監督するのは、人的リソースや効率性等の様々な観点から現実的ではないので、この検討の方向性で良いと思う」という旨の発言があった。

熊澤委員から「権限の委任は、各省庁との連携が非常に重要であり、どのような仕組みで各省庁との情報共有及び連携を常態化していくかという点を重視して検討を進めていただきたい」という旨の発言があった。

事務局において、委員の指摘を踏まえて更に検討することとなった。

(3) 議題3：行政事業レビュー行動計画について

事務局から、資料に基づき説明があった。原案のとおり決定された。

(4) 議題4：出張の報告（米国）について

事務局から、資料に基づき報告があった。

(5) 議題5：その他

事務局から、国会報告の案について説明があった。原案が了承されるとともに、国会に対する報告の手続を進めることとなった。

事務局から、国際的な協力の枠組みへの参加について説明があった。

堀部委員長及び熊澤委員の海外渡航について承認された。

以上